

砂川市条例第15号

令和8年3月18日

砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「394,000円」を「405,000円」に改め、同条第2号中「348,000円」を「358,000円」に改め、同条第3号中「318,000円」を「327,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。